

【用語】社人―赤城神社の神官 朱印地―年貢諸役免除の朱印状を与えられた土地 押領―横領、公共のものを不法に自分のものにするこ
と 裁許―訴訟を裁決すること 支配様―幕府代官 運上―小物成の
一つ、商工・漁獵・林業などの営業者に課した雑年貢 代永―代わり
に年貢金を納めること 論所―争論の場所 炭役―炭焼稼ぎの年貢
亡書―文書をないがしろにすること 檀廻―檀那・檀家のところを守
札などを持つて廻ること 勢多郡女淵村・深津村―勢多郡粕川村

【解説】赤城山の林野は用水源を維持する涵養林として大切に保護さ
れ、その一部は御囲い林として伐採が禁じられていたが、大部分の林
野は無年貢の秣場で、南麓だけでも一三六カ村（元禄年間）が入り会っ
ていた。ところが元禄五年（一六九二）六月、勢多郡三夜沢村（宮城村）
の赤城明神の社人が鼻毛石・柏倉・苗ヶ島（宮城村）の三カ村を相手ど
り、赤城明神の境界をめぐる訴訟を起こしたのをはじめ、同九年には
苗ヶ島村が入会地内において新田開発を企て、水下一一カ村から用水
と秣不足を理由に訴えられた。

その後、明和四年（一七六七）には室沢村の名主孫兵衛が、立木を伐
採して炭焼きをしていたことが発覚し、苗ヶ島村などから訴えられる
という事件がおきている。また、文化年間には湯之沢温泉で薪を刈り
取ったとして、炭役永を上納している村々から訴えがおこされた。さ
らに嘉永二年（一八四九）には赤城明神の社人が荒山深谷の立木を売
払ったとして、女淵村や茂木村など勢多郡下六五カ村の惣代四人が訴
訟に踏み切るなど、秣場の利用や炭焼きをめぐる紛争が絶えなかった。
この文書は立木売払いの訴訟を起こすにあたり、その訴訟内容や経費
の負担などについて原告の村々を取り決めた議定証文である。